

# 令和3年度神奈川県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）

（令和3年8月1日から令和4年3月31日まで）

## 1 背景及び目的

本県では、イノシシは主に丹沢山地及び箱根山地を中心とした地域の山林及び里山に生息しており、周辺の農地に被害を及ぼしている。

イノシシは生息分布を徐々に広げ、平成15年度以降、大磯丘陵周辺において農作物被害の範囲が拡大するとともに、捕獲数も増加傾向にあり、更に平成25年度以降、これまで長らく生息が見られなかった相模川以東の地域においても、農作物被害の発生や捕獲数の増加が見られ始めている。同地域では、従来から生息している他地域に比して、イノシシによる被害を防止するための捕獲や被害防除対策に取り組んだ経験が乏しく、被害が急速に増加するおそれがあり、分布の拡大防止に向けた早急な対策が必要とされている。

同地域において、これまでのイノシシの捕獲状況やセンサーカメラによる調査、また地域の方からの聞き取りなどから、イノシシが冬季から春季にかけて、同地域のうち本事業対象エリアに移動している可能性が明らかになった。

しかしながら、同エリアは地形が急峻でアクセスが悪いことなどから、地域における捕獲主体がおらず、捕獲の空白地帯となっているため、県が主体で同エリアでの捕獲を行い、生息数の減少及び生息分布の縮小及びCSF感染拡大リスクの低減を目指す。

## 2 対象鳥獣の種類

イノシシ

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
横須賀三浦地域 (葉山町・逗子市)	令和3年8月1日～令和4年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和3年10月1日～令和4年3月15日(予定)

## 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
横須賀三浦地域	葉山町 逗子市	イノシシが生息する二子山山系は、周囲を市街地に囲まれており、生息分布が拡大することにより、生活被害・人身被害が多発し、同地域の住民が脅かされるおそれがあるため	二子山鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域(銃器)

<実施区域位置図：横須賀三浦地域>



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
横須賀三浦地域	捕獲数 10 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
横須賀三浦地域	・わな猟 (くくりわな)	くくりわな 15 基程度

② 作業手順

<p>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、以下の手順で進めるものとする。</p> <p>なお、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受注した事業者（以下「受注者」という。）と協議の上、決定する。</p> <p>(ア) 業務実施計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は捕獲の実施に当たって、実施内容、安全管理等について業務実施計画書を作成し、県（以下「発注者」という。）の承諾を受ける。</li> </ul> <p>(イ) 関係者等との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は捕獲の実施に当たって、発注者及び関係市町と連携協力するとともに、地域関係者（狩猟者団体、土地所有者、地域住民等）とトラブルが生じないように十分留意するものとする。</li> </ul> <p>(ウ) 捕獲等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、(ア)で作成した業務実施計画書に基づき、捕獲作業を実施するものとする。</li> </ul> <p>(エ) 捕獲方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲に当たっては、原則として3人以上を捕獲従事者として配置し、捕獲及び見回りを実施するものとする。</li> <li>・実施区域が特定猟具使用禁止区域（銃器）であることから、指定された背景や地域の意向等を踏まえ、止めさしは銃器によらない方法で適切に行う。</li> </ul> <p>(オ) わなへの標識の設置と捕獲従事者証の携行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、使用するわなごとに、住所、氏名（法人名）、県知事名、捕獲の実施期間、獣種名を記載した標識を作成し、見やすい場所に設置するものとする。</li> <li>・捕獲従事者は捕獲従事者証を携行し、捕獲に従事するものとする。</li> </ul> <p>(カ) 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、業務実施計画書に基づき捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理規定を尊重し安全管理体制を構築するものとする。</li> <li>・受注者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等の</li> </ul>
---

ないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。

(キ) 捕獲情報の確認及び収集

- ・別に定める様式により、捕獲個体の体重及び外部計測等の情報の記録及び撮影を行う。
- ・年齢査定の試料とするため、頭部を採取・提出する。

(ク) 捕獲した個体の処分方法

- ・野生イノシシ CSF 感染確認区域における処分に当たっては、適切な防疫措置を図ることとする。
- ・野生イノシシ CSF 感染確認区域外における処分に当たっては、基本的に現地に埋設処分する。

(ケ) 錯誤捕獲への対応方針

- ・捕獲に際しては、捕獲の対象となるイノシシ以外の動物に影響を与えないように配慮するものとし、錯誤捕獲された場合には、速やかに放獣するものとする。
- ・特定外来生物またはハクビシンが錯誤捕獲された場合は、防除実施計画等に基づき適切に処分するものとする。

(コ) 報告書の作成

- ・業務終了後、受注者は記録票を取りまとめた報告書を発注者に提出する。

(サ) 効果の検証等

- ・神奈川県鳥獣総合対策協議会において、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、必要な事項の検討を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

事業主体	神奈川県
実施形態	委託
委託先	認定鳥獣捕獲等事業者*への委託 *法人であって認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、適正かつ効率的に事業実施できる者を含む

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

受注者は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識や注意看板等の掲示を行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地に比較的近い場所におけるわなの設置については、見回り等で人の出入りが激しくなることや、事故等の危険性が高くなることから、わなの設置は控えることとし、静穏の保持に努めることとする。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

事業実施中においては、腕章及び身分証明書を携行するものとし、関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

捕獲に際しては、イノシシ以外の動物に影響を与えないよう配慮する。

(3) 地域社会への配慮

- ・実施区域、実施日時、実施方法等について、地域関係者とのあつれきが生じないよう配慮することとする。
- ・県が実施するイノシシ管理の取組について、引き続き地域関係者への情報提供に努めるものとする。